**滋賀県障害者施策推進協議会委員公募要領**

　滋賀県における障害者施策の総合的かつ計画的な推進について、必要な事項等を調査審議すること等のために設置している「滋賀県障害者施策推進協議会」の委員の一部を次のとおり公募します。

１　応募資格

　次の１、２の条件をともに満たす方。

　１．県内に居住または勤務し、年齢が満18歳以上の方（令和７年2月1日現在）。

　２．障害のある方、または障害者の福祉に関する事業に従事する方。

　　ただし、国、地方公共団体の議員および常勤の公務員の方、また、現在すでに県の附属機関の委員になっておられる方は応募できません。

２　募集人員　　１名

３　任　　期　　令和７年（202５年）４月から２年間

４　委員の仕事

　　滋賀県障害者施策推進協議会に出席し、本県の障害者施策等について意見を述べていただきます。

・　協議会は、この公募で選ばれた委員と、学識経験者、障害のある方および障害者の福祉に関する事業に従事する方、関係行政機関職員の委員（合計20名以内）で構成されています。

・　協議会に出席していただいた場合には、県の規定に基づき、報酬および交通費をお支払いします。

・　協議会は年数回程度の開催（平日）を予定しています。（オンライン参加可能）

・　会議は公開されますので、委員として表明された意見は公表されます。

５　応募方法

　　次の１、２の書類を記入の上、県庁障害福祉課へ提出してください。持参、郵送、Eメール、FAXのいずれかで提出してください。

1．「滋賀県障害者施策推進協議会委員応募書」（別紙様式）

　　 2．「わたしが考える滋賀県の障害者施策について」の自由な意見を1,000字程度にまとめた意見書（様式は問いません。原稿用紙や便せん等の利用可能です。）

６　応募期限　　令和７年２月６日（木）【17時必着】

　　※応募受付後、ご連絡させていただきます。当方からの連絡がない場合、何らかの理由で応募書が届いていないことが考えられますので、お手数ですがご連絡をお願いします。

７　選考

　　応募された方の中から、選考会議で選考のうえ決定し、選考結果はご本人にお知らせします。

　　なお、提出いただいた応募書と意見書は返却いたしません。

８　応募先・問合せ先

　　〒520-8577　大津市京町四丁目１番１号

　　滋賀県 健康医療福祉部 障害福祉課 社会活動係

　　電　話：077-528-3540（土日祝日を除く。） ＦＡＸ：077-528-4853

　　Ｅメール：ec0003@pref.shiga.lg.jp